

松山市長 野 志 克 仁



松山農業振興地域整備計画を変更した旨の公告（12 条公告）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、松山農業振興地域整備計画を変更したので、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 12 条の規定により公告し、次により縦覧に供する。

- 1 変更後の農業振興地域整備計画の縦覧場所
松山市役所 農林水産部 農林水産振興課
松山市二番町四丁目 7 番地 2
- 2 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果
別紙（農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果について）
のとおり
- 3 参 考
農業振興地域整備計画の変更に係る土地（農用地利用計画の変更）

土地の所在	現況地目	面積（㎡）	変更理由
久谷町甲 2 0 7 1 番	山林	1 2 8	非農地判断による除外
久谷町甲 2 0 7 2 番	山林	8 8 9	非農地判断による除外
久谷町甲 2 0 7 4 番	山林	95	非農地判断による除外
窪野町甲 1 9 9 7 番 1	公衆用道路	1, 129	既存道路拡張のための除外
窪野町甲 2 0 0 2 番 1	雑種地	1, 664	既存道路拡張のための除外

(別紙)

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果について

1 意見の募集期間：令和8年4月6日 ～ 令和8年5月6日

2 意見の要旨及び処理結果

意見の要旨	提出数	処理結果	意見処理内容
なし	—	—	—

※処理結果区分

- A 対応（反映）済み：農業振興地域整備計画の変更既に記載済みのもの
- B 対応（反映）する：文書の修正、記述の追加など農業振興地域整備計画に反映させたもの
- C 事業対応（検討）：今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
- D 対応（反映）困難：諸般の事情により対応が困難なもの
- E その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの